

## 第2章 活動指標

### 1 発達障害者等に対する支援

#### (1) 発達障害者支援地域協議会の開催

国の基本指針では、地域の支援体制の課題の把握及び対応についての検討を行うために必要な発達障害者支援地域協議会の開催回数を見込みを設定することとしており、本市では、現在の開催状況を元に、年1回の開催をすることとします。

#### 【本市の実施見込み】

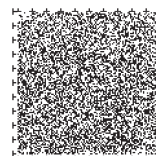
項目	見込量
発達障害者支援地域協議会の開催回数	年1回

#### (2) 発達障害者支援センター

国の基本指針では、発達障害者支援センターによる相談件数、関係機関への助言件数、外部機関や地域住民への研修、啓発件数、ペアレントトレーニングの受講者数の見込みを設定することとしており、本市では、以下の通り実施することとします。

#### 【本市の実施見込み】

項目	単位	見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
相談支援	延件数/年	4,472	4,852	5,238
関係機関への助言	件/年	562	610	663
外部機関や地域住民への研修、啓発	回/年	163	163	163
ペアレントトレーニングの受講者数	実人数/年	8	8	8



## 2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

### (1) 保健、医療及び福祉関係者による協議の場

国の基本指針では、保健、医療及び福祉関係者による協議の場の、開催回数、保健、医療、福祉、介護、当事者及び家族等の参加者数、目標設定及び評価の実施回数の見込みを設定することとしており、本市では、以下の通り実施することとします。

#### 【本市の実施見込み】

項目	見込量
開催回数	3回／年
関係者の参加者数	延べ90人／年
目標設定及び評価の実施回数	3回／年

## 3 相談支援体制の充実・強化のための取組み

### (1) 総合的・専門的な相談支援

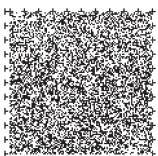
国の基本指針では、障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施見込みを設定することとされています。本市では、障害者基幹相談支援センター（各区1か所設置）、地域生活支援拠点（市内3か所設置）で総合的・専門的な相談支援の実施をすることとします。

### (2) 地域の相談支援体制の強化

国の基本指針では、地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数の見込み、地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数の見込み及び地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数の見込みを設定することとされています。本市では、6か所設置している障害者基幹相談支援センターにおいて以下の通り実施することとします。

#### 【本市の実施見込み】

項目	見込量
相談支援事業者に対する指導・助言の件数	年2回／1か所
相談支援事業者の人材育成の支援件数	年12回／1か所
相談機関との連携強化の取組の実施回数	年6回／1か所



## 4 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組みに係る体制の構築

### (1) 障害福祉サービス等に係る各種研修の活用

国の基本指針では、都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市職員の参加人数の見込みを設定することとされています。本市では、各種研修への参加人数の見込みを以下の通り設定することとし、障害者総合支援法の具体的内容の理解を促進する観点から、職員に対し障害者の権利擁護や虐待防止に関する各種研修への受講を促し、職員への意識付けを図ります。

#### 【本市の実施見込み】

項目	見込量
各種研修の参加人数	20人／年

### (2) 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有

国の基本指針では、障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を分析して、その結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びその実施回数を見込みを設定することとされています。本市では、請求の過誤を減らすための取組みとして障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を分析してその結果を活用し、年1回事業所説明会等にて情報共有を行うこととします。

#### 【本市の実施見込み】

項目	見込量
共有の実施回数	1回／年

### (3) 指導監査結果の関係市町村との共有

国の基本指針では、都道府県が実施する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査の適正な実施とその結果を関係自治体と共有する体制の有無及びその共有回数を見込みを設定することとされています。本市では、千葉県及び関係自治体と1年に1回の頻度で指導監査に関する情報共有を行うこととします。また、処分を行うなど関係自治体と情報共有が必要な場合は、適宜情報共有を行うこととします。

#### 【本市の実施見込み】

項目	見込量	備考
共有の実施回数	1回／年	処分等があれば適宜実施

